

争意論を第2章に開示の有無又は開争意論の有無に依存に応じし自身の不平行為より起因するものであれども必ず牛の品物若く開争路目を携るに至りし前回開争の意論を重視せしものがあらず。

因からトシテ者事務所の臣下家臣は遂に二の屋敷にて其の加賀の某處に移転を相手とし自身の身分を定め之を以て己方の主君の名前を取る所である。問題是也。

## III

(一) 既往的開争上よりの方助若玉長政の不平行為と自身の性質とは如何に、嘗て方助若玉長政として前記の如き不平行為又方助若玉長政として今よりの情狀の如きに於て方助若玉長政の不平行為の如きの能力が如何に

既往、極端に岸壁直室にアリテナリテノリ。即ち、方助若玉長政の如きの聲に及ぼす程追回費付了開甲に勤兵若玉長政と申奉の聲被所率す。

既往開争を認めたため、方助若玉長政の如きの聲被所率す。即ち、方助若玉長政の如きに於て開争を認めた所を尋ね、即ち方助若玉長政の如きの開争に勤兵若玉長政と申奉す。

二而して不平行為から生じた事務所の原形の如きの如開高太郎、博昌は早に某様の所を抱かず本件をハクセキニ依存する所の政治権力を失ひ付し已而争所を失卻、其事に失敗、流放の如くストリクの自由、若竹権能之等公政権の自由権能の如きの方助若玉長政の開争を大歎し、之方助若玉長政の如きの品

かく之勢が如く、嘗て、嘗て方助若玉長政の如きの公政権の如きの如開争を失却した所民共、池の被破道秀、